

平成 29 年 4 月 1 日

公的研究費取扱いにかかる責任体系

公的研究費取扱規程 第 3 条(責任者)で規定する責任体系は、下記の通り。

最高管理責任者	理事長
統括管理責任者	業務執行理事(支援担当)
コンプライアンス推進責任者	研究支援部長
コンプライアンス推進副責任者	研究支援部 参事